

計画書

瀬戸内都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

瀬戸内都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「瀬戸内都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（別添のとおり）

理 由

瀬戸内都市計画区域においては，平成 16 年度に「瀬戸内都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（以下，「区域マスタープラン」という。）」を策定し，「世界に拓く緑と海洋のきらめくまちづくり」を基本理念として，都市づくりに取り組んできた。

また，上位計画である瀬戸内町長期振興計画についても策定を行ってきており，取り組みを進めているところである。

このような中，区域マスタープランについては，当初策定から 20 年を迎えることもあり，この間，人口減少・少子高齢化の進行など社会情勢の変化のほか，防災・減災や環境保全への対応など，新たな状況の変化も見られることから，記載内容の見直しを行うものである。

瀬戸内都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿 児 島 県

《 目 次 》

1. 広域的な位置付け	
1) 県内における瀬戸内町の位置付け	1
2) 都市計画区域の位置付け	1
2. 基本的な考え方	
1) 現状と課題	1
3. 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念	2
2) 地域毎の市街地像	3
① 大湊・春日・松江地域	
② 高丘・宮前地域	
③ 船津地域	
④ 瀬久井・ ^{あつせ} 芦瀬地域	
4. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	3
5. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	4
① 主要用途の配置の方針	
② 土地利用の方針	
③ その他の土地利用の方針	
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	5
① 交通施設の都市計画の決定の方針	
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	7
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	
② 市街地整備の目標	
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	8
① 基本方針	
② 主要な緑地の配置の方針	
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	
④ 主要な緑地の確保目標	

1. 広域的な位置付け

1) 県内における瀬戸内町の位置付け

瀬戸内町は、奄美大島の最南端に位置し、面積約 23,965ha、四季を通じて温暖多雨の亜熱帯性気候で、農業や水産業分野で発展している。

地形は、平地が少なく陸地のほとんどを山林が占めている。沿岸部は典型的なリアス海岸となっており、昔から天然の良港として利用されてきた。

また、奄美大島が世界自然遺産に登録されるなど、海や緑の豊かな自然を有している。

2) 都市計画区域の位置付け

瀬戸内都市計画区域（以下、「本区域」という。）は、面積約 429ha、瀬戸内町の中心に位置し、鹿児島市を起点とし沖縄県那覇市を終点とする国道 58 号が本区域を縦断している。

本区域は、商業施設、公共サービス及び住居が集積する等、瀬戸内町の中心的な役割を担う区域として位置付けられている。

2. 基本的な考え方

1) 現状と課題

本町では、令和 2 年国勢調査において、人口総数 8,546 人となっており、平成 12 年時と比較し、73.4%、うち 65 歳以上の高齢者人口は 3,251 人、総数に対する割合は、38.0%であり、人口減少、高齢化が進行している。

また、産業では、令和 3 年瀬戸内町総生産額は、第 1 次産業 3,433 百万円、第 2 次産業 5,693 百万円、第 3 次産業 21,657 百万円となっており、平成 23 年と比較すると第 1 次産業 88.7%、第 2 次産業 135.1%、第 3 次産業 99.8%と第 1 次・第 3 次産業は減少しているものの、第 2 次産業は増加している。

近年、異常気象は激甚化・頻発化しており、豪雨災害による被害が生じている。

このようなことなどを踏まえ、本町における課題を、以下のように整理したところである。

- 人口減少・超高齢社会への対応
- 防災・減災対策、国土強靱化の充実強化
- 交通ネットワークの構築

3. 都市計画の目標

1) 都市づくりの基本理念

本区域の位置する瀬戸内町は、明治、大正の合併を経て、昭和 31 年、古仁屋町、西方村、鎮西村及び実久村の 1 町 3 村が合併して誕生した。

昭和 33 年、市街地の 1,375 戸が被災した古仁屋大火にみまわれたが、土地区画整備事業等により都市基盤整備を進め、観光・漁業を中心とするまちとして発展してきた。

近年の道路整備により、奄美市や奄美空港との時間が短縮され利便性が向上した。

一方、中心市街地においては、交通環境の変化や近隣市町への郊外型大型店の立地等による商業の衰退、空店舗・空き家の増加や建物の老朽化が進行していることなどから、中心市街地の活性化とともに、防災住環境の改善を図る必要がある。

住民にとって快適で生活しやすい環境づくりを進め、世界的にも高く評価される自然環境に育まれた中で人々が将来への希望にあふれた生きがいの持てるまちづくりを実現するために、生活環境の整備や高度化・多様化する社会資本の整備を積極的に進め、活力あるまちづくりを図る必要がある。

このようなことから、本区域の持つ自然・歴史・文化・産業を受け継いで、新しい時代に対応しうる活力あるまちづくりを進めるため、瀬戸内町長期振興計画を踏まえ、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

「ひとが輝く夢と希望に満ちた魅力あるシマ」

この基本理念を実現するために、次の 6 つの基本方針に基づき、まちづくりを進める。

■ 共生・協働による町民主体のシマ

みんなが協力して、みんなのためのまちづくりをするシマを目指す。

■ 幸せな暮らしを共に支え合う福祉のシマ

みんなが支え合い、生きがいを感じながら暮らすことができるシマを創る。

■ 人を育て心を育む思いやりのあるシマ

みんなが健康で心豊かにすごすことができるよう、学校・家庭・地域が力を合わせて取組むシマを創る。

■ 雇用創出による活力あふれる躍動するシマ

みんなが好きな仕事を選べるように、農林水産業、観光、金融などいろいろな仕事があるシマを創る。

■安全・安心で快適に暮らせるシマ

どんな自然災害からもいのちを守り、復元力のある道路や橋を整備し、強くてしなやかなシマを創る。

■環境を守り自然と調和したシマ

海・山・川の保全のルールをつくり、自然・歴史・文化を大切に守って未来につながるシマを創る。

2) 地域毎の市街地像

① 大湊・春日・松江地域

海上交通、観光及び商業の核が集中する本地域については、都市の中心拠点として交通機能や商業施設の充実を図る。

② 高丘・宮前地域

住宅地が広がる本地域については、周辺的环境と調和した良好な住環境の維持・保全に努める。

③ 船津地域

役場や国・県の機関が集中する本地域については、業務の拠点として今後も業務機能の充実を図る。

また、本地域の工業地については、地域の特性を活かした産業の振興を図り、住宅地については、周辺的环境と調和した住環境の保全に努める。さらに、きゅら島交流館を中心とした交流活動の充実を図る。

④ 瀬久井・芦瀬^{あしせ}地域

住宅地が広がる本地域については、周辺的环境と調和した良好な住環境の維持・保全に努める。

また、図書館・郷土館等の公共施設周辺については、文化の拠点として学習活動の充実を図る。

4. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は減少傾向にあり、今後も減少すると予測される。

近年の市街化動向からも、将来的な土地需要は現行市街地内で収容が可能であると判断される。

また、本区域は限られた平地に市街地を形成しており、急激な市街化の進行は見込まれないものと判断される。

さらに、市街地外に広がる良好な自然的環境は、森林法による保安林や地域森林計画対象民有林として保全されているほか、自然公園法等による土地利用規制で保全が可能であると判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

5. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

人口減少・高齢化が進行し、低未利用地等が増加する中、土地利用と基盤施設の統合が図られたコンパクトな都市づくりを進めるため、居住や都市機能を集約・誘導する立地適正化を進めるとともに、活力にあふれ、個性豊かで魅力ある都市づくりを目指す。

a 業務地

役場や国・県の機関が集中する業務地については、今後も業務機能の充実を図る。

b 商業地

県道名瀬瀬戸内線と都市計画道路3・6・7号朝日通線沿いに広がる商業地については、近隣の購買需要に応じた地域サービス機能の充実とともに、商業機能の充実・強化を図る。

c 工業地

臨海部に広がる工業地については、今後も良好な生産環境の維持・形成を図る。

d 流通業務地

せとうち海の駅周辺の流通業務地については、広域的な物流の拠点として流通業務施設が集中していることから、今後もその機能の充実に努める。

e 住宅地

芦瀬地区、瀬久井地区及び宮前地区については良好な住環境の維持・形成を図る。

また、住宅地周辺の一部については、急傾斜地と面していることから、土砂災害対策や災害リスクの周知を進めるとともに、道路等の都市施設が未整備で防災上や避難上の課題がある地域については、その改善を図るなど、災害に強い、良好な住環境の形成を図る。

② 土地利用の方針

a 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

既存市街地内に混在立地している中小工場等については、周辺住宅環境の悪化を抑えるため、工場等の適切な再配置を促進することにより、用途の純化を進める。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

住宅の老朽化や過密化等により、機能性、利便性、防災面で適正な居住環境が確保されていない地域については、安全・安心で環境にも配慮した持続可能な豊かな居住環境の形成に努める。

- c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
市街地中心部にある街区公園における緑地は、やすらぎと憩いの場を提供するものであり、維持・保全に努める。

③ その他の土地利用の方針

- a 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
土砂災害特別警戒区域等に位置付けられた区域・地区では、災害を防止する観点から、市街化を抑制する。
- b 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
本区域の大半を占める市街地後背地の自然樹林は、良好な都市景観を成す樹林地であり、今後も維持・保全に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域には、奄美大島本島を縦断し、奄美市方面への広域的な交通交流の軸として国道58号が位置している。

市街地を東西に伸びる県道は、宇検村・奄美市住用町へと連絡している。

これらの国道・県道は奄美大島本島南部の町村相互をつなぐ重要な地域間交流の交通軸であり、交通の安全や利便性の向上など、多様化する都市化の発展に対応した整備を図るとともに、災害に強い安全で円滑な交通機能を確保し、防災対策を推進する必要がある。

また、まちづくり等に寄与する交通体系の整備が必要とされている。

このような状況を踏まえ、本地域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 歩行者空間の確保など、必要に応じて生活環境と調和したユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を検討する。
- 市街地における道路機能を確保し、防災対策推進に努める。
- 駐車場については、必要に応じて整備を検討する。
- 奄美大島地域公共交通計画をもとに、関係者が連携して効果的・効率的な施策を展開し、持続可能な公共交通体系の構築を目指す。

イ 整備水準の目標

交通体系の整備方針に基づき、生活の利便性や歩行者の安全を図り、快適な交通環境の実現を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

都市間の交流・連携の強化を図るため、都市計画道路 3・5・2 号奄美通線及び 3・5・1 号中央通線などの主要幹線道路を配置し、産業や観光の振興を担う広域交通ネットワークを形成する。

また、都市内の交通を円滑に処理するため、都市計画道路 3・6・5 号海岸通線及び 3・6・7 号朝日通線などの都市幹線道路を配置し、都市の骨格を形成する。

併せて、社会情勢の変化や地域の実情に応じて、その配置等の見直しの検討を行うとともに、既存道路については、交差点の改良や屈折部・狭小部の改良などにより、安全性の向上や交通の円滑化に努めるものとする。

イ 駐車場

市街地を中心として、必要に応じて駐車場の配置を検討する。

c 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

県の生活排水処理構想に基づき、合併処理浄化槽などの設置を進め、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に努める。

気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、河川の整備に限らず、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」に計画的に取り組む。

さらに、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうらおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策のための総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 河川

本区域には、仲金久川、仲里川の二級河川がある。

本区域の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出の検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ごみ処理施設や汚物処理施設など快適な居住環境や美しい地域環境の維持・形成及び都市機能の向上等のために必要な公共公益施設については、各地域の実情、周辺環境との調和等を考慮するとともに、広域圏での連携を図りながら、適正かつ計画的に整備するものとする。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理施設については、瀬戸内町、奄美市、龍郷町、宇検村及び大和村の1市2町2村で構成される大島地区衛生組合による名瀬クリーンセンターが奄美市に配置されている。今後とも広域的な取り組み体制の中で、住民や事業者との協力、連携を図りつつ、適正なごみ処理及び再資源化を進める。

イ 汚物処理施設

汚物処理施設については、瀬久井地区に配置されている。今後とも施設の維持管理に努める。

ウ 火葬場

火葬場については、瀬久井地区に配置されている。今後とも施設の維持管理に努める。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域においては、古仁屋地区土地区画整理事業及び瀬久井地区土地区画整理事業を実施してきた。

現時点では新たな市街地開発事業等の検討を行っていないが、今後の市街地の状況を鑑み、必要に応じて検討を行うものとする。

② 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、地形的な制約を受け、限られた範囲での土地利用のなかで密集した市街地が形成されているため、市街地の後背地に広がる豊かな自然樹林に対し、市街地内の緑が少ない。

このような状況を踏まえ、古くより引き継がれた地域景観や景勝地を守り、水害・土砂崩れを防止する樹林を保全するとともに、市街地内の既存公園における緑地の維持・整備に努める。

また、スポーツ・レクリエーションへの需要の増大や、災害時における避難地の確保等に対処するため、各種機能に応じた公園・緑地を適正に配置し、良好な環境づくりを目指す。

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統の配置

地域名等	概要
市街地後背地	まとまりのある斜面樹林地は、都市の緑の骨格として保全を図る。

b レクリエーション系統の配置

地域名等	概要
区域全体	近年のレクリエーションへの需要の増大等に対処するため、市街地の動向、土地利用形態等を勘案して公園・緑地等の適切な配置を行うことにより、総合的なレクリエーション機能の充実を図る。
清水公園 (区域外)	奄美大島本島南部の総合的な運動機能を集積する施設として、その充実を目指すとともに、アクセス道路の整備により利便性の高い拠点の整備を目指す。

c 防災系統の配置

地域名等	概要
区域全体	防災対策の一環として、公園や緑地等を適切に配置し、避難地としての活用を図る。
清水公園 (区域外)	避難地及び避難所として活用するとともに、安全な避難路の整備を目指す。

d 景観構成系統の配置

地域名等	概要
区域全体	本区域の風土に溶け込んだ快適な生活環境を確保するため、豊かな海と市街地の後背地に広がる緑の良好な景観の保全に努める。

e その他

地域名等	概 要
区域全体	快適な生活環境を確保するため、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等の各機能を総合的に勘案し、地区の特性に応じて緑地を配置し、その保全、整備を図る。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

公園については、都市公園事業等を活用しながら、市街地内での適正な配置に努める。

また、緑地としての機能の保全・維持活用に努める。

④ 主要な緑地の確保目標

a おおむね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

おおむね10年以内に整備を予定する主要な公園等の公共空地はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

b おおむね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地域等の地域地区

おおむね10年以内に地域地区の指定を行う予定はないが、必要に応じて指定の検討を行うものとする。

瀬戸内都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針



注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。